

藤岡市家族あんしん特殊詐欺電話撃退補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺(電話その他の通信手段を用いて、指定した預貯金口座に振り込ませる等の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪をいう。)及び悪質な電話勧誘販売による消費者被害を防止するため、特殊詐欺等被害対策機能を有する機器の購入又は設置に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することについて、藤岡市補助金等に関する規則(昭和42年規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に住民登録があり、その住所地に居住していること。
- (2) 65歳以上であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(補助対象機器)

第3条 補助対象となる機器(以下「対策機器」という。)は、次の各号のいずれかに該当する機能を有する電話機(ただし、新品に限る。)又は電話機に外部接続可能な機器とし、補助対象者の居住している自宅に設置するものとする。ただし、付属品の追加購入費は、補助の対象外とする。

- (1) 電話の着信時に、電話の相手方に通話内容を録音する旨の応答を行う機能及び通話内容を自動的に録音する機能
- (2) 通話内容を自動判別し、特殊詐欺等であると判断した場合に、設置者等に警告する機能

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対策機器の購入又は設置に係る費用の2分の1に相当する額(100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。)とし、5,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回に限るものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、家族あんしん特殊詐欺電話撃退補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (2) 第3条各号に掲げる要件に該当する機能が記載されているカタログ、取扱説明書の写しその他の対策機器の仕様が確認できる書類
- (3) 暴力団排除に関する誓約書(様式第2号)

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定して、家族あんしん特殊詐欺電話撃退補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更又は中止)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、対策機器の購入等の内容を変更し、又は中止しようとするときは、家族あんしん特殊詐欺電話撃退補助金交付決定変更(中止)申請書(様式第4号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、当該申請の内容を審査した結果、補助金の交付決定の変更を適当と認めたときは、家族あんしん特殊詐欺電話撃退補助金交付決定変更(中止)通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、対策機器を購入し、又は設置した日から30日以内に家族あんしん特殊詐欺電話撃退補助金実績報告書(様式第6号)に対策機器の購入又は設置に係る費用の領収書(交付決定者の氏名、品目の名称等が記載されているものに限る。)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、家族あんしん特殊詐欺電話撃退補助金実績報告書を提出するときは、対策機器を設置した状況が確認できるものを提示しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、当該報告の内容を審査した結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、家族あんしん特殊詐欺電話撃退補助金額確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第10条 前条に規定する通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、家族あんしん特殊詐欺電話撃退補助金請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求があった場合において、当該請求の内容を審査した結果、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) 補助金の交付の決定に付した条件、関係法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 第8条に規定する期日までに実績報告がされなかったとき。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条から第11条までの規定については、この告示は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。